

指定介護予防支援 重要事項説明書

様

「やさしさと、安心を」

24時間いつでもどんなことでも

まずはご相談下さい

あさがおホール居宅介護支援事業所

指定番号	2874900513
住 所	兵庫県朝来市新井148
電話番号	(079) 677-1901
FAX番号	(079) 677-1988
ホームページ	http://himawari-mission.com/
E-Mail	iwanegi@silver.ocn.ne.jp

あさがおホール居宅介護支援事業所 介護予防支援 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています（朝来市指定第 2874900513 号）

社会福祉法人ひまわり（以下「事業者」という。）のあさがおホール居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は契約者（以下「利用者」という。）に対し、要支援認定を受けた方を対象とした指定介護予防支援（以下「本サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供される本サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

なお、利用者には本人は元より立会者等の家族も含み、事業者はサービス従事者をはじめ全ての職員を含みます。

1. 事業所の経営法人

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ひまわり |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県朝来市新井148番地 |
| (3) 代表者氏名 | 理事長 岩田 優子 |
| (4) 設立年月 | 平成2年4月12日 |
| (5) ホームページアドレス (URL) | http://himawari-mission.com/ |
| (6) メールアドレス | iwanegi@silver.ocn.ne.jp |

2. 運営方針（契約書第1条、第5条参照）

事業者は、「あさがおホール居宅介護支援事業所運営規程」に基づき、利用者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。そのために、介護予防サービス計画（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成します。また、利用者の心身の状況や生活環境等を踏まえ、必要な福祉サービスが複数の事業所から適切かつ効果的に提供されるよう努めます。

3. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名 称 | あさがおホール居宅介護支援事業所 |
| (2) 所在地 | 兵庫県朝来市新井148番地（JR播但線新井駅下車、北へ15分）
事業所は特別養護老人ホームあさがおホールに併設 |
| (3) 電話及びFAX番号 | 電話番号 079-677-1901 FAX番号 079-677-1988 |
| (4) 管理者氏名 | 前田 つぐみ |
| (5) 開設年月日 | 平成12年4月1日 |
| (6) 併設事業 | |

	事業の種類	指定年月日	事業者指定	定員
1	介護老人福祉施設	平成12年4月1日	兵庫県指定 2874900539	61名
2	地域密着型通所介護	平成30年10月1日	朝来市指定 2874900497	18名
3	第1号通所事業（総合事業）	平成29年4月1日	朝来市指定 2874401389	
4	短期入所生活介護	平成12年4月1日	兵庫県指定 2874900505	1名
5	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日		

6	特定施設入居者生活介護	平成18年10月1日	兵庫県指定 8749000356	26名
7	介護予防特定施設入居者生活介護			

(7) 通常の実施地域 朝来市、豊岡市、養父市、神河町

(8) 営業日および営業時間

営業日：月曜日～土曜日、営業時間：9時～18時

ただし、国民の祝日及び12月30日～1月3日までを除きます。

なお、上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制と
しています。

4. 職員の配置状況

事業所では、本サービスを提供するため、次の職員を配置しています。

職 種	業 務 内 容	配置数
管理者	所属職員を指導監督し、適切な事業運営を行います。	1名（兼務）
介護支援専門員	介護予防ケアプランの作成及び介護予防支援全般の業務を行います。	3名 （うち1名兼務）

5. 介護予防支援の概要（契約書第3条、第4条参照）

- (1) 本サービスを利用するためには、まず要支援認定が必要です。要支援認定は、朝来市に申請してから結果が通知されるまで、おおむね30日程度かかります。
- (2) 要支援認定の申請について、手続きの代行が必要な場合は、当事業所が代行いたします。
- (3) 契約後、介護支援専門員が利用者宅を訪問し、生活状況や日常生活でお困りのことなどの把握に努めます。
- (4) 利用者が居宅で自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスを検討し、介護予防ケアプランの原案を作成します。
- (5) 介護予防ケアプランの原案について、介護予防サービスの種類、内容、利用料等を利用者に説明し、内容について文書による同意をいただきます。
- (6) 介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス事業所の選定については、複数の事業所を紹介するなど、利用者の意思を尊重しながら進めます。また、事業所を選定した理由についても説明します。
- (7) 事業所は、利用者が利用する介護予防サービス提供事業所との連絡調整を行います。
- (8) 本サービス開始後は、少なくとも3ヶ月に1回、利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づくサービスが適切に提供されているかなどの評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて介護予防ケアプランの見直しを検討します。なお、利用者の同意を得たうえで、主治医や担当者など関係者の合意がある場合には、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して評価を行うことがあります。この場合でも、少なくとも6ヶ月に1回は利用者宅を訪問します。
- (9) 評価の結果、利用者の希望や利用者の状態を踏まえ、要支援認定の変更申請の支援、介護保険施設等への入居支援、または介護予防ケアプランの変更など、利用者の同意を得たうえでを行います。
- (10) 事業所は、介護予防ケアプランの作成や相談援助に関する記録を作成し、5年間保管します。

6. 利用料金

介護予防支援（指定介護予防支援）に係る基本料金は、次のとおりです。（単位：円）

介護予防支援費（Ⅱ）	要支援１・２ 月額基本料金	５，４３０円
初回加算	新規で介護予防サービス計画を作成する場合に算定	３，０００円

介護職員等処遇改善加算について

職員の処遇改善およびサービスの質の向上を目的として、厚生労働省の制度に基づく介護職員等処遇改善加算を算定します。この加算は、所定単位数に対して２．１％が加算されます。

※ 介護保険法に基づく介護予防ケアプランの作成に係る費用は、全額が介護保険から給付されるため、利用者の自己負担はありません。ただし、介護保険が適応される場合であっても、利用者の保険料滞納等があった場合は、給付制限が発生して、保険給付金を直接事業所に支払っていただき、サービス証明書を発行することになります。この証明書を朝来市の窓口に出すと払い戻しされる場合があります。

※ 朝来市以外にお住まいの方については、介護予防ケアプラン作成に係る費用の負担はありませんが、訪問に要する交通費等の実費をいただく場合があります。

利用料金[減算]

業務継続計画未実施減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合	基本料金の１００分の１に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止のための措置が講じられていない場合	基本料金の１００分の１に相当する単位数を減算

7. 守秘義務等（契約書第6条参照）

- （１）本サービスを提供する上で知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏えいしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- （２）利用者からあらかじめ文書により同意を得ない限り（個人情報使用同意書）、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- （３）事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報をすることができるものとし、その場合、事業者は守秘義務違反の責任を負わないものとします。
- （４）事業者は個人情報が含まれる記録物は漏えいの防止など細心の注意を持って管理します。

8. 契約の終了（契約書第7条参照）

次の各号に該当する場合には、本契約は終了となります。

- （１）契約者が死亡したとき
- （２）事業者と契約者の間で契約が終了したとき
- （３）契約者の要介護状態区分が、自立（非該当）と認定されたとき
- （４）契約者が介護保険施設へ入居したとき

9. 記録の閲覧・交付

利用者に関するサービス実施記録はいつでも閲覧でき、複写物の交付を受けることもできます。（実費が必要となります。１枚２０円）

10. 損害賠償（契約書第8条参照）

事業者が本サービスの提供を行う上で、本契約に違反し、又は、介護保険法等の関係法令に違反し、利用者の介護予防サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、事業者はその損害を速やかに賠償します。（当事業所は事業活動包括保険に加入しています。）

また、事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

11. 苦情や相談

（1）当事業所における苦情や相談の受付

苦情・相談担当者	介護支援専門員 椿野 房子・中島 律子
苦情解決責任者	管理者兼介護支援専門員 前田 つぐみ
受付時間	毎週月曜日～土曜日（9時～18時） （24時間、365日、電話でのご相談も受け付けます） 電話：079-677-1901 FAX：079-677-1988
第三者委員	澤田 忍（学識経験者） 株式会社澤田モータース 電 話：079-679-3183

☆ 苦情等は**当事業所**が受け付けて、第三者委員と協議の上、第三者委員から連絡させていただきます。

☆ 第三者委員も苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

（2）行政機関その他苦情受付機関

兵庫県国民健康保険連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 8時45分～17時15分 月曜日～金曜日
朝来市健康福祉部 高年福祉課	所在地 朝来市和田山町東谷213-1 電話番号 079-672-6124（直通） FAX 079-672-4109 受付時間 8時30分～17時15分 月曜日～金曜日

※ 当法人は「弁護士法人 生駒法律事務所」と顧問契約を交わしています。

12. 協議事項（契約書第9条参照）

本契約に定められていない事項について疑義が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議させていただきます。

同じ但馬地域の但東町に姉妹施設があります。

こちらの方にも是非ご相談下さい

<姉妹ホール>

社会福祉法人ひまわり

特別養護老人ホームけやきホール

住 所	兵庫県豊岡市但東町太田字多々614
電話番号	(0796) 56-1016
FAX 番号	(0796) 56-1026
ホームページ	http://himawari-mission.com/
E-Mail	keyaki@silver.ocn.ne.jp